

令和3年8月31日

同一労働・同一賃金への対応についてのご案内

株式会社パイン総合研究所 コンサルティンググループ

同一労働・同一賃金に関連し、パートタイム・有期雇用労働法が2020年4月1日から施行されました(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日、労働者派遣法は、大企業・中小企業ともに2020年4月1日より施行、適用)。

同一労働・同一賃金の導入は、同一企業・団体における正規雇用労働者(正社員、無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すもので、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消への取り組みを通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにすることを目的としています。

今回は、法改正への対応策と取り組み方についてご案内させていただきます。

1. 同一労働・同一賃金のポイント

事業主は、非正規社員(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)について、以下の点を統一的に整備する必要があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 不合理な待遇差の禁止(2) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(3) 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き(行政ADR)の整備 |
|---|

(1) 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン(指針)では、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示しています。

均等待遇規定 (差別的取扱いの禁止)

職務内容、 職務内容・配置の変更の範囲 が同じ場合、差別的取扱いを禁止する

...均等待遇規定について、有期雇用労働者も対象とする<法第9条>

均衡待遇規定 (不合理な待遇差の禁止)

職務内容、 職務内容・配置の変更の範囲、 その他の事情 の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止する

...個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化<法第8条>

(2) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができます。事業主は、非正規社員から求めがあった場合は説明しなければなりません。

有期雇用労働者に対する、雇用管理上の措置の内容及び待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務<法第14条第1項、第2項>

パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合、正社員との間の待遇差の内容・理由等を説明する義務<法第14条第2項>

説明を求めた労働者に対する不利益取扱い禁止<法第14条第3項>

(3) 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き(行政ADR)の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

行政ADRとは、事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

2. 取組みのご案内

今回の法改正については、企業ごとの正社員と非正規雇用社員に関する考え方をベースに対応していくことになります。したがって、取組み方については、企業ごとに決定する必要がありますが、今回は、一般的な事例としてご案内いたします。

(1) 職務リサーチ(職務分析)の実施

現状の正社員及び非正規社員の業務の内容や責任の程度等の分析を行います。

(2) 待遇分析の実施

現状の正社員及び非正規社員の待遇の分析を行います。

(3) 会社規程の修正

現状分析の結果、会社規程を修正する必要がある場合は、会社規程の改定を行い労働基準監督署に届け出をします。

なお、今回の取組みにより「新たな人事フレームの構築」が必要になった場合は、オプションとして別途お見積りの上実施させていただきます。また、人事フレームの構築により、「評価・賃金制度の再構築」を実施することが必要になった場合も、オプションとして別途お見積りの上実施させていただきます。

3. 取組み事例

同一労働・同一賃金へのご対応実績は、下記になります。

化学製品会社(東証一部) / 従業員数: 5000名 / 東京都

繊維製品会社(東証一部) / 従業員数: 700名 / 東京都

農協関連会社 / 従業員数: 500名 / 東京都

流通関連会社(東証一部) / 従業員数: 300名 / 東京都

不動産会社(大手旅行代理店子会社) / 従業員数: 60名 / 東京都